

【令和８年第３回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日 文教委員長 小堀 祥子

○「議案第１０６号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * マイナンバーカードに特定在留カード及び特定特別永住者証明書の機能が統合可能となったことに伴う条例改正であり、マイナンバーカード制度自体に反対してきた経過から本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０７号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料値上げは住民福祉の増進に反し、市民の利用機会を狭めるおそれがあるため本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０８号 川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は誰もが利用できるよう安価とすることが自治体の役割であると考えているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０９号 東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 東海道かわさき宿交流館の利用率について

令和７年度における利用率は５２．８パーセントである。

- * 利用率向上に向けた指定管理者との協議状況について

利用率が低いのは夜間利用区分であり、利用率向上に向け、施設内での飲食を認める取組に加え、近隣マンション等の管理組合への利用促進を働きかけている。

《意見》

- * 特色のある施設であるため、付加価値を高めながら稼働率向上に努めてほしい。
- * 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は安価に抑

えることが自治体の役割と認識していることから、それに反する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 110 号 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は安価に抑えることが自治体の役割と認識していることから、それに反する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 111 号 川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 利用率向上に伴う値下げの可能性について

全庁的に実施される 4 年に 1 度の使用料見直しの際に、市全体の方針に基づき検討する予定である。

- * 現状の施設利用率について

令和 7 年度の利用実績として、屋内広場が 44.9 パーセント、第 1 会議室が 37.7 パーセント、第 2 会議室が 37.6 パーセント、第 3 会議室が 38.4 パーセント、研修室が 48.2 パーセントの利用率となっている。

- * 利用率の低迷に関する要因分析について

J R 武蔵小杉駅からのアクセスに課題があることに加え、駅周辺に代替となり得る会議室が多いことから利用率が低迷していると分析している。

- * 利用率向上を目的とした施設における飲食利用制限の解除について

現在、飲食については不可となっている。理由として、施設が古く防音性に課題があること等が原因であるが、他施設事例も調査研究する予定である。

- * 施設駐車場利用率について

利用率については調査していない。

- * 駐車場利用状況を把握していない理由について

利用者の駐車時間が様でなく、利用状況を把握することが難しいため、統計を取っていない。

- * 駐車場情報の平和館ホームページにおける周知状況について

駐車場の情報は平和館ホームページにおいて周知しているが、今後の在り方について調査及び検討を進める予定である。

- * 平和館における大型バス駐車の可否及び利用状況について

大型バス 2 台程度であれば同時駐車可能である。また、利用状況として年 2、3 回程度である。

*** 平和館利用者数の推移について**

令和４年度が３１，６４８人、令和５年度が３４，７８０人、令和６年度が４６，７７２人、令和７年度が４３，３９５人である。

*** 施設利用者に係る調査について**

令和７年度に、大人もしくは子どもの２区分で調査を実施した際には、施設利用者は大人が７７パーセント、子どもが２３パーセントという結果であった。また、初回利用者及び複数回利用者であるか等の利用者の属性については調査していない。

《意見》

*** 近隣住民の利用を増やすため、要望が多い飲食利用の制限解除等についても検討してほしい。**

*** 平和館の利用率向上に向けて、学校施設及び近隣自治会等への周知の取組を強化してほしい。**

*** アクセスに課題のある施設であることを認識しているのであれば、アクセス向上に資する、施設駐車場の周知について努めてほしい。**

*** 世田谷区立平和資料館における各種活動の事例を参考に、平和館の平和学習拠点としての機能向上についても検討してほしい。**

*** 平和館について、施設利用率が５割を切っている状況は真剣に受け止めるべきであり、あるべき機能や在り方についてしっかりと検討してほしい。**

*** 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料は安価に抑えることが自治体の役割と認識していることから、それに反する本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１１８号 川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１２４号 川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 多摩市民館のみ受益者負担割合が他施設よりも高くなっている理由について**

多摩市民館における受益者負担割合は２８．７パーセントであるものの、他施設と異なり、区役所との合築施設であることから、清掃費等の一部経費を区役所予算から支出しており、受益者負担割合の計算結果に差異が生じている。

*** 受益者負担割合が他施設よりも高い多摩市民館を料金改定対象とした理由について**

市民館については、市内全体で同一料金体系を維持すべきとの考えから、他の区の施設と同様に料金改定の対象とした。

*** 多摩区役所予算からの経費支出に関する今後の取扱いについて**

現在の経費支出に係る計算方法には改善の余地があると認識しており、今後、多摩区役所とも調整が必要であると認識している。

*** 幸市民館第1会議室のみ料金が安くなる理由について**

幸市民館の改修に伴い、第1会議室の面積が縮小したことから、利用料金の見直しを実施したところ、料金設定が以前より安価となった。

《意見》

*** 4年に1度の料金改定の際には、改定額の算出根拠となる前提の考え方について整理をしてほしい。**

*** 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公平性の担保のために適正な受益者負担を求めるということが値上げの理由であるものの、公平性を理由とするのであれば、安価な料金を維持することを地方自治体として最優先にすべきであると考えているため、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第125号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

*** 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第126号 川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 市外居住者区分を設定した理由について**

本年3月に、少年自然の家の今後の方向性が固まったことにより、今後、自然教室の利用減少により見込まれる空き枠を今まで利用していなかった層の方に利用してもらうことを想定して設定したものである。また、市外居住者区分の導入については、指定管理者及び現地関係者からも要望があり、その内容を踏まえたものである。

《意見》

*** 閉鎖に向けた今後の施設運営についても、指定管理者と密に連携しつつ対応に努めてほしい。**

*** 少年自然の家の利用料金値上げに伴う条例改正であり、料金改定の理由として挙げた施設縮小についても、市の方針によるものであるため、その影響を利用料金で補うべきではないと考えているため、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第127号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 公共施設の利用料金値上げに伴う条例改正であり、公共施設の利用料はできるだけ安く抑えることが地方自治体のあるべき姿だと考えているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１２８号 川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 入園者数が目標に達しなかった理由及び値上げの影響による更なる入園者数減少の可能性について

夏季の酷暑により、全国的に屋外施設の来園者数は減少傾向にあり、その影響によるものと考えている。また、実態に合わせた金額設定としており、近隣類似施設と比較しても高価ではないため、値上げによる影響は少ないものと認識している。

- * 今後の入園者数に係る目標設定の在り方について

入園者数の目標は１３万８，０００人であったが、専門部会の意見を踏まえ、適宜修正している。今後も目標達成に向けた取組を継続する予定である。

- * ボランティア向けの活動費補助について

ボランティア活動に参加いただいている方は、歴史や文化に関心を持つ方が多い状況であるため、活動費補助ではなく、学習会や研修会等の開催支援に需要があると認識している。

- * 夏季における入園者数の減少への対策について

一部施設に新たに冷房を設置したほか、今後については、生田緑地等で行われる各種イベント等との連携についても検討している。

- * 外国人入園者の割合について

令和７年度は約１万人が入園しており、日本の伝統的な建築物に関する施設として、近年、入園者が増加傾向にあると認識している。

- * 外国人料金を設定していない理由について

全国の博物館等５００施設を調査した結果、外国人料金を設定している例は確認できなかったことに加え、公園施設として広く利用機会を確保すべきという博物館法の考え方から、設定を行わなかったものである。

《意見》

- * ボランティアの活動内容やその実態を踏まえ、活動への支援を実施してほしい。
- * 諸外国の実例を踏まえて、外国人料金設定の導入を含めて検討を行ってほしい。
- * 入園料の値上げに伴う条例改正となっており、可能な限り公共施設の入園料や利用料は安価とすべきと考えていることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 1 2 9 号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の
制定について」

《主な質疑・答弁等》

* アリーノにおいて利用率が低い施設の内訳及び利用率向上に向けた取組について

集会室及びグループ学習室の利用率は高いものの、その他の施設は利用率が 5 割を切っている部屋もある。今後については、利用率が 2 割台に留まる調理室等の利用率向上を含めて、施設全体の利用を促進する取組を検討している。

* 次期指定管理者の選定に向けた協議について

今年度、次期指定管理者の選定を進めており、改めて報告する予定である。

* 利用率向上に向けた駐車料金補助等の可能性について

地元自治会や利用者等から地域との連携強化及び施設に関する広報活動の充実についての意見を伺っている。利用率向上については、宮前市民館との協働による利用促進に向けた取組や駐車場の件も含めて、様々な検討を行う予定である。

* 利用料金を現状維持としなかった理由について

市全体の 4 年に 1 度の使用料及び手数料の見直しの一環として実施したものであり、この施設のみ料金を据え置くとの結論には至らなかった。

* 指定管理者が設定する利用料金の決定時期について

本議案議決後、指定管理者、区役所及び財政局と調整を行い、来年度の利用料金を決定する予定である。

《意見》

* アリーノの共用スペースについて、地域団体やボランティア団体等が利用しやすいよう、指定管理者と協議の上、柔軟な運用を検討してほしい。

* 値上げに伴い、サービス水準が低下することがないように努めてほしい。

* 施設利用料の値上げに伴う条例改正であり、市民利用施設の利用料は可能な限り安く抑えるのが自治体のあるべき姿と考えているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 1 3 5 号 令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決